

第1 給与条例適用職員関係（給料）

給料は、職員の給与のうちの基本的給与であるが、この給料の意義について、給与条例第3条では、「給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（特勤手当に準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）を除いたものとする。」としている。

いいかえれば、給料とは、給与条例に定める各種の手当を除いたものを指すということになり、具体的に「給料の月額」とは、職員の属する職務の級について給料表に定められている号俸の「給料月額」及び「給料の調整額」の合計額をいうものとされている。

このほか、特定の給与の適用について給料とみなされているものとして教員特別措置条例に基づく「教職調整額」がある。

ここでは「給料月額」を中心に解説し、「給料の調整額」及び「教職調整額」については、便宜上「第3 給与条例適用職員関係（手当）」で触れることとする。

1 給料表

(1) 給料表の種類とその適用範囲

職員に適用される給料表は、次の5種8表がある。

給料表の適用範囲は、規則7—31に規定されている。

(ア) 行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
(イ) 公安職給料表	警察官
(ウ) 教育職給料表	
(i) 教育職給料表(一)	高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員である職員
(ii) 教育職給料表(二)	中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師である職員
(エ) 研究職給料表	人事委員会規則で定める試験研究機関等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員
(オ) 医療職給料表	
(i) 医療職給料表(一)	保健福祉事務所等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員
(ii) 医療職給料表(二)	保健福祉事務所等に勤務する薬剤師、栄養士その他人事委員会規則で定める職員
(iii) 医療職給料表(三)	保健福祉事務所等に勤務し、保健指導又は看護等に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員
※ 特定任期付職員給料表	一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項により採用された任期付職員
※ 任期付研究員給料表	

条例第3条

教員特別措置条例
第3条

条例第4条
規則7—31

〔昭和49年通知〕
第361号

任期付職員条例
第4条第1項

- (i) 第一号任期付研究員給料表 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1号により採用された任期付研究員
- (ii) 第二号任期付研究員給料表 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第2号により採用された任期付研究員

任期付研究員条例
第5条

(2) 職務の級と標準的な職務の内容

給料表は、それぞれの職務の級と号俸によって構成されており、職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類される。この場合の分類の基準となるべき標準的な職務及びこれと同程度の職務の内容については、条例別表第5の2の級別標準職務表及び規則7-3-3別表第1の級別標準職務表に定められている（参考資料2参照）。

条例第4条第3項
規則7-3-3第3条

2 職務の級の決定基準

職員の職務の級を決定するに当たって共通的に用いられる基準として、級別標準職務表及び級別資格基準表がある。

(1) 級別標準職務表（参考資料2参照）

前記1の(2)を参照のこと。

条例第4条第3項
規則7-3-3第3条

(2) 級別資格基準表（参考資料3参照）

(ア) 職員を新たに採用するとき、昇格させるとき、初任給基準又は給料表の適用を異にして異動させるときに、その採用、昇格又は異動に当たって決定しようとする職務の級について必要な資格要件の基準を各給料表ごとに定めたもので、具体的には、規則7-3-3別表第2の級別資格基準表として定められている。

規則7-3-3第5条

この級別資格基準表は、次のように試験又は職種との区分及び学歴免許等の資格区分とこれに対応する各級別の必要経験年数及び必要在級年数とで構成されている。

(参考) 行政職給料表級別資格基準表（抄）

試験	学歴 免許等	職務の級										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
採用試験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	3	7	11	13					
	短期大学卒業程度	短大卒		4.5	4	4	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	5	9	13	15					
	高等学校卒業程度	高校卒		7	4	4	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	7	11	15	17					
その他	中学卒		8	4	4	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	
			3	11	15	19						21

(イ) 級別資格基準表の適用方法等については、規則7—3 3第6条に具体的に定められているが、その概要は、次のとおりである。

(i) 職種欄又は試験欄及び学歴免許等欄の区分は、それぞれの種類の区分に応じて適用する。

(ii) 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数(注1)を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数(注2)を示す。

(iii) 試験欄の「採用試験」の区分は、次の職員に適用し、同欄の「その他」の区分は、その他の職員に適用する。

a 採用試験の結果に基づいて職員となった者

b aに該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員その他これらに準ずる者となり、引き続き勤務した後、引き続いて職員となった者

(iv) 級別資格基準表の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められるものについては、(iii)にかかわらず「採用試験」の区分のうち、相当する区分を適用することができる。

(v) 学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用する。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格(注3)以外の資格によることがその者に有利である場合は、その区分によることができる。

(注1) 在級年数とは、職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいい、必要在級年数とは、職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。

(注2) 経験年数とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数(換算された年数を含む。)をいい、必要経験年数とは、職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。

職員の経験年数は、級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用によることとされており、同表の適用に当たって用いた学歴免許等の資格を取得した時以後の経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、規則7—3 3別表第4の経験年数換算表(参考資料5参照)に定めるところにより、職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

また、職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して、規則7—3 3別表第5の修学年数調整表(参考資料7参照)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、その年数を加減した年数とする。

なお、級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、これらの規定にかかわらず、その定めるところによる。

〔免許所有職員等の免許取得前の経歴の取扱いについては、参考資料6参照〕
のこと。

(注3) 学歴免許等の資格は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の学制6・3・3・4を基礎として、これに旧学制の学歴、各種学校の学歴、各種免許等の資格を給与制度の運用に適合するよう、修学年数に重点をおきながら分類したもので、具体的には、規則7—3 3別表第3の学歴免許等資格区分表(参考資料4参照)に定められている。

規則7—3 3第6条

〔昭和44年通知
第91号
第6条関係〕

規則7—3 3

第6条第1項

規則7—3 3

第6条第2項

規則7—3 3

第6条第3項

規則7—3 3

第6条第4項

規則7—3 3第2条

規則7—3 3第7条

〔昭和44年通知
第91号
第7条関係〕

規則7—3 3第8条

規則7—3 3第9条

〔昭和44年通知
第91号
第9条関係〕

〔昭和44年通知
第92号〕